

農業委員会第8回総会議事録

1. 日 時 令和6年2月14日(水) 午前9時30分～午前10時15分

2. 場 所 鈴鹿市役所 本館12階 1201会議室

3. 出席委員(17人、10番は欠員)

会長 鈴木 秀 会長職務代理者 森田 昭則

1番 前田 和幸 2番 間崎 孝至 3番 桐生 五郎

4番 渥美 利男 5番 打田 光橋 6番 浦川 広巳

7番 山中 進 8番 阪田 泰久 9番 市川 正之

12番 平子 伸 13番 稲田 利幹 14番 上田 みね子

15番 豊田 栄美子 16番 大野 久美子 19番 鈴木 啓之

4. 欠席委員(1人)

17番 小林 登志樹

5. 農地利用最適化推進委員の出席(1人)

深伊沢地区 山野 敏文

6. 事務局

農業委員会事務局 伊與田次長、坂総務GL、小林農地GL、吉村、田吹
農林水産課 藤田

7. 議事

第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権)

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について(所有権)

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について(貸借権)

第5号議案 農地法第5条許可申請の事業計画変更承認申請について

第 6 号議案 農用地利用集積計画について

報告事項第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

報告事項第 2 号 使用貸借契約の解約について

報告事項第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（相続等
届出）

報告事項第 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について

報告事項第 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（所有権）

報告事項第 6 号 農地法第 5 条の規定による届出について（貸借権）

報告事項第 7 号 非農地証明願いについて

報告事項第 8 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

報告事項第 9 号 取下願・取消願の承認について

報告事項第 10 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法
人の定期報告について

8. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第 8 回総会を開会いたします。開会にあたりまして鈴木会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

鈴木会長、ありがとうございました。今後の議事進行につきましても、鈴木会長にお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

それでは、お手元の事項書に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第 8 回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会

が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号第 16 番大野久美子様、議席番号 19 番鈴木啓之様をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事第 1 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

議案書 1 ページ、及び別表の「農地法第 3 条の借受・譲受人の農業経営の状況」をご覧ください。

まず、3 の 135 番は加佐登地区、申請地は広瀬町地内、登記地目は田及び畑、現況地目はいずれも畑、面積は合計 539 m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。また、譲受人の農作業暦、労働力、通作距離、従事日数、保有農機具の状況は別表のとおりです。番号ごとに記載しておりますので都度ご参照ください。

続きまして、3 の 154 番は加佐登地区、申請地は高塚町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 805 m²です。取得後は水稻、野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、4 の 155 番は牧田地区、申請地は甲斐町地内、登記地目・現況地目とも田、及び畑、面積は合計 1,571 m²です。取得後は水稻、野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、4 の 157 番は牧田地区、申請地は弓削町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 2,968 m²です。取得後はサカキを栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、9 の 149 番は河曲地区、申請地は竹野町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 1,255 m²です。取得後は水稻、果樹を栽培するとの申請です。

続きまして、12 の 148 番は玉垣地区、申請地は土師町地内、いずれの登記地目・現況地目とも田、面積は合計 682 m²です。取得後は水稻、野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、15 の 146 番は栄地区、申請地は磯山町地内、いずれの登記地目・現況地目とも畑、面積は合計 178 m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、16 の 147 番は天名地区、申請地は御園町地内、登記地目は田及び畑、現況地目はいずれも田、面積は合計 2,956 m²です。取得後は水稻、野菜を栽培すると

の申請です。

続きまして、18 の 150 番は井田川地区、申請地は西富田町地内、登記地目は田、現況地目は畑、面積は 87 m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、19 の 153 番は久間田地区、申請地は岸田町地内、いずれも登記地目は山林、現況地目は畑、面積は 3,032 m²です。取得後は野菜、茶を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

以上、申請件数は 10 件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 1 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

市川委員

4 の 157 番は、譲受人の住所が県外となっているが。

事務局

営業所が県内にあり、農作業は営業所が行います。

市川委員

何を栽培しているのですか。

事務局

サカキです。花木を栽培しています。

議長（鈴木秀会長）

他によろしいですか。別段無いようでございますので、第 1 号議案は全員賛成で承認いたします。

続きまして、第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明致します。議案書 3 ページ、及び別紙 4 ページ目の位置図をご覧ください。

2 の 23 番は庄野地区、申請地は庄野町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 608.66 m²です。申請内容は、当該地を農業用倉庫用地とするものです。受人は農産物の生産・加工・販売等を行っておりますが、水田の約 8 割が同地内にあるため、今般、

農業用機械及び米の保管倉庫として、新たに転用するものです。農地区分は、農用地と判断されます。農用地は転用を原則として許可しない農地ですが、農用地利用計画に指定された用途のため、例外的に許可し得るものと考えています。

11 の 24 番は箕田地区、申請地は中箕田町地内、登記地目：田、現況地目：宅地、面積は 420 m²です。申請内容は、当該地を農業用倉庫及び進入路用地とするものです。受人は隣接地に農業用施設を有しているが、今般、事業拡大のため、新たに農業用倉庫とその進入路として転用するものです。農地区分は、第 3 種農地と判断されます。

15 の 22 番は栄地区、申請地は中瀬古町地内、登記地目：畑、現況地目：宅地、面積は 99 m²です。申請内容は、当該地を個人住宅用地の一部倉庫とするもので、平成 5 年頃より、同用途で利用している旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認するものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

以上、申請件数は 3 件、農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 2 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、第 2 号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の所有権について説明致します。議案書 4 ページ、及び先ほどご覧いただいた位置図の続き 7 ページ目をご覧ください。

1 の 156 番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目：田、現況地目：雑種地、面積は 942 m²です。申請内容は、当該地を資材置場兼駐車場用地とするものです。受人は、米の生産・販売事業を行っており、既存敷地が手狭となってきたことから、新たに転用するもので、令和 2 年頃より、同用途で利用している旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認するものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

1 の 160 番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 182 m²です。申請内容は、当該地を資材置場用地とするものです。受人は同地近隣で水道工事関連の会社を営営しており、事業継続に伴い、既存敷地が手狭となっていることから、今般新たに転用するものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

1 の 161 番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は

478 m²です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

7の157番は稲生地区、申請地は稲生町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は753 m²です。申請内容は、当該地を資材置場及び駐車場用地とするものです。受人は、同地周辺で複数の太陽光発電施設を管理しており、そのメンテナンスや工事車両の駐車場として、今般新たに転用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

13の159番は若松地区、申請地は若松西二丁目地内、登記地目・現況地目とも田が一筆、ともに畑が一筆、合計面積は818 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、319.10 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

15の158番は栄地区、申請地は中瀬古町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は2,844 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、1727.38 m²です。農地区分は、第3種農地と判断されます。

20の133番は椿地区、申請地は山本町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は1,242 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、488.04 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

20の152番は椿地区、申請地は山本町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は1,570 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、488.04 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、申請件数は8件、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第3号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、第3号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について説明致します。
議案書6ページ、及び別紙の位置図の続き15ページ目をご覧ください。

7の35番は稲生地区、申請地は稲生町地内、登記地目：畑、現況地目：雑種地、面積は939 m²です。申請内容は、当該地を資材置場用地とするものです。受人は土木工事業を営んでおりますが、現在の資材置場が手狭となってきたことから、新たに資材

置場用地として転用するもので、平成 25 年頃より、同用途で利用している旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認するものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。なおこちらは 3 年間の一時転用となります。

9 の 37 番は河曲地区、申請地は国分町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 230 m²です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

20 の 39 番は椿地区、申請地は椿一宮町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 492 m²です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。

20 の 40 番は椿地区、申請地は山本町地内、登記地目：原野、現況地目：畑、土地の合計面積は 6,968 m²ですが、営農型太陽光については、ポールが地面に接する部分のみを転用面積と考えますので、本件の場合転用面積は 8.99 m²となります。申請内容は、当該地を営農型太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、2,908.45 m²で、パネル下部では茶を栽培するとのことです。農地区分は、農用地と判断されます。農用地は、転用を原則として許可しない農地ですが、一時的な利用に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。

20 の 41 番は椿地区、申請地は山本町地内、登記地目：原野、現況地目：畑、土地の面積は 2,431 m²ですが、営農型太陽光については、ポールが地面に接する部分のみを転用面積と考えますので、本件の場合転用面積は 5.44 m²となります。申請内容は、当該地を営農型太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、1,823.59 m²で、パネル下部では茶を栽培するとのことです。農地区分は、第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、一時的な利用に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。

22 の 36 番は鈴峰地区、申請地は長沢町地内、登記地目：畑、現況地目：宅地、面積は 226.57 m²です。申請内容は、当該地を農業用倉庫用地とするもので、平成 6 年頃より、同用途で利用している旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認するものです。農地区分は、第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、農業用施設であることから、例外的に許可し得るものと考えています。

22 の 38 番は鈴峰地区、申請地は小社町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は 349 m²です。申請内容は、当該地を農家住宅用地とするものです。農地区分は、第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。

以上、申請件数は7件、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第4号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、第4号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、第5号議案 農地法第5条許可申請の事業計画変更承認申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第5号議案 農地法第5条許可申請の規定による事業計画変更承認申請について説明致します。総会議案書8ページをご覧ください。

久間田地区の4番は、隣接小売業者の駐車場用地として令和3年6月16日付け第503-9-23号で許可いたしました事業計画を変更したい旨の申請です。今回の申請は、譲渡人から農地として利用したいため土地の一部を返却してほしいとの申し出があり、一部返却に伴う事業敷地の範囲を減少させるものです。資金は既に支払い済みのため問題ありません。雨水は自然浸透です。周囲はコンクリートブロックが設置されている為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上1件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第5号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、第5号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、第6号議案 農用地利用集積計画について、でございます。農用地利用集積計画（案）の13ページ36番と37番は、〇〇委員に関連する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、〇〇委員の退席を求めます。

〈〇〇委員 退席〉

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

計画書13ページ目36番、37番は、栄地区で使用貸借です。

以上の内容は、従事日数など、令和5年4月1日改正による農業経営基盤強化促進

法附則第 5 条の規定に基づく改正前の同法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。また、すべてで権利関係者が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。なお、附則第 5 条には、施行後 2 年間は従前の例によることができる旨規定されていることを申し添えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、この議案は全員賛成で承認いたします。

それでは、〇〇委員の着席を求めます。

〈〇〇委員 着席〉

議長（鈴木秀会長）

引き続き、残りの第 6 号議案につきまして、事務局より説明いたします。

事務局

計画書の最初のページに戻ってください。

計画書 1 ページ目 1 番は、庄野地区で、20 kg の物納です。

2 ページ目 2 番、3 番は、加佐登地区で使用貸借です。

3 ページ目 4 番から 8 番は、牧田地区です。4 番は、4 万円の金納です。5 番は、米 20 kg と 10 kg 相当の金納です。6 番は、10 kg の物納です。7 番は、中間管理機構をとおした 20 kg の物納です。8 番は、30 kg の物納です。

続きまして、4 ページ目 9 番、10 番も、牧田地区です。9 番は、40 kg、20 kg、30 kg、4 筆合計で 20 kg、5 kg の物納です。10 番は、30 kg の物納です。

5 ページ目 11 番、12 番は、石薬師地区で使用貸借です。

6 ページ目 13 番から 19 番は、白子地区です。13 番と 14 番は、米 20 kg 相当の金納です。15 番から 18 番までは、15 kg の物納です。19 番は、20 kg の物納です。

7 ページ目 20 番は、飯野地区で 60 kg の物納です。

8 ページ目 21 番から 24 番は、河曲地区です。21 番は、米 40 kg 相当の金納です。22 番は、20 kg の物納です。23 番は、30 kg と 60 kg の物納です。24 番は、35 kg と 50 kg と 25 kg の物納です。

9 ページ目 25 番から 29 番は、一ノ宮地区です。25 番は、使用貸借です。26 番は、米 50 kg 相当の金納です。27 番は、25 kg の物納です。28 番は、50 kg と 25 kg の物納です。29 番は、50 kg の物納です。

続きまして、10 ページ目 30 番も、一ノ宮地区で 50 kg の物納です。

11 ページ目 31 番、32 番は、箕田地区です。31 番は、使用貸借です。32 番は、米 60 kg、45 kg、30 kg 相当の金納です。

12 ページ目 33 番から 35 番は、玉垣地区です。33 番は、使用貸借です。34 番は、米 50kg 相当の金納です。35 番は、中間管理機構をとおした 50 kg の物納です。

13 ページ目 38 番は栄地区で、30 kg の物納です。

14 ページ目 39 番から 43 番は天名地区です。39 番から 42 番は、米 30 kg 相当の金納です。43 番は、米 60 kg、30 kg 相当の金納です。

15 ページ目 44 番から 52 番は合川地区です。44 番は、米 25 kg と 10 kg 相当の金納です。45 番から 49 番は、25 kg の物納です。50 番は、25 kg と 10 kg の物納です。51 番、52 番は、25 kg の物納です。

続きまして、16 ページ目 53 番から 56 番も、合川地区です。53 番、54 番は、50 kg と 25 kg の物納です。55 番、56 番は、50 kg の物納です。

17 ページ目 57 番は、久間田地区で使用貸借です。

18 ページ目 58 番から 60 番は、椿地区で使用貸借です。

19 ページ目 61 番から 67 番は、深伊沢地区です。61 番から 64 番までは、使用貸借です。65 番は、2 万円の金納です。66 番は、5 千円の金納です。67 番は、1 万円の金納です。

20 ページ目 68 番から 74 番は、鈴峰地区で全て使用貸借です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 6 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、第 6 号議案は全員賛成で承認いたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項第 1 号から第 10 号につきまして一括して事務局より説明いたします。

事務局（議案書説明）

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項第 1 号から第 10 号の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告いたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございませんか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

続きまして、議事第 2 運営委員の選出について、事務局より説明いたします。

事務局

議事第 2 運営委員の選出について、説明いたします。運営委員会は、農業委員会の円滑な運営を図るために設けるもので、農地法の改正などに伴う委員会としての方針の決定などを協議するものです。

資料２の「運営委員名簿」をご覧ください。運営委員は、名簿のとおり農業委員５名と、農地利用最適化推進委員５名で構成されています。

次に、資料１鈴鹿市農業委員の名簿をご覧ください。本日は、渡部委員辞任に伴い、代わりの運営委員１名の選出をお願いしたいと思います。以上です。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました運営委員１名の選出について、いかがいたしましょうか。

議長（鈴木秀会長）

意見もないようですので、私より提案させていただきます。過去に農地利用最適化推進委員を２期勤められた、議席番号８番阪田様をお願いしたいと思います。ご意見等、ございましたら、ご発言願います。

議長（鈴木秀会長）

ご意見もないようですので、運営委員を阪田様をお願いいたします。みなさまの拍手をお願いいたします。ありがとうございました。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。